

社会保障と税の一体改革に関する提言

わが国の社会保障を取り巻く社会情勢は、社会保障の中核である年金・医療がその制度の前提とした、1960年から1970年代前半に比べ、少子高齢化や非正規雇用の拡大の急速な進行など、大きく変化しており、現状の税財政状況で、現在の社会保障制度を維持することは不可能であり、一刻も早い改革が求められている。

昨年12月に閣議決定された「社会保障改革の推進について」では、その基本方針に、少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であるとされている。

政府において、**社会保障と税の一体改革を行うに当たり**、以下の事項について**早期かつ積極的な措置を講じる**よう求める。

1 社会保障制度改革について

・ 国民健康保険制度

高齢者の増加や医療の高度化等による医療費の増大が著しい一方で、失業者や低所得者の急増により、保険料（税）の収納率が低下するなど、構造的な問題により、財政状況が悪化している。このため、一定の保険料水準を維持するべく、市町村は一般会計から巨額の繰入れ等を行っており、市町村財政を逼迫させる大きな要因となっている。

国民健康保険制度を将来にわたり持続可能な制度として維持し、保険料（税）等の地域格差を解消し、公平性を確保するためには、運営主体の広域化が不可欠である。そこで、将来的には**国を保険者とした制度**にすべく、検討するとともに、その実現までの間、**国の責任を明確**にした上で、**都道府県を運営主体**とし、市町村との適切な役割分担のもと、**国民健康保険制度の再編・統合**を行うこと。

・ 子ども・子育て支援策

子ども手当を始めとする**全国一律の現金給付**については、財政規律を十分に勘案しつつ、**国の負担と責任**において事業を行うこと。

また、子ども・子育て支援においては、現金給付と保育サービスを始めとする現物給付とのバランスに十分配慮する必要があることから、子どもの医療費助成を始めとする**地方単独事業の現物給付**についても、実態を踏まえ、**適切な財源措置**を行うこと。

・ 生活保護制度

生活保護制度は、少子高齢化や家族形態の変化などの社会経済構造に対応した抜本的な改正がなされていないことから、近年、世界的な金融危機等の影響によ

り、特に大都市部における生活保護者数の伸びが顕著となっており、市の財政を逼迫させている現状を踏まえ、**全国一律のナショナルミニマム**として、**国の負担と責任において事業**を行うよう、**抜本的な制度改正**を行うこと。

- ・ **医療提供体制**

我々は、地域の中核都市として総合的な医療提供体制を確保する責任があるが、医師数の絶対的な不足等に伴う地域医療の崩壊などが生じている実態を踏まえ、**地域医療を支える人材確保等に即効性のある施策**および**自治体病院等の経営基盤の安定化**に対して、**十分な財政措置**を講じること。

2 税制改革について

- ・ **地方消費税の拡充**

社会保障費などの増嵩に伴い、地方財政は一層の硬直化が進んでいることから、今後も安定した社会保障サービスを提供するため、税源の偏在性が少なく、税収の安定性が確保される**地方消費税の拡充**など、**地方税財源の充実強化**を図ること。

- ・ **所得再分配機能の強化**

貧困率が先進国でアメリカに次いで高くなるなど、**国民の所得格差が広がっている現状**を踏まえ、社会保障による支援と併せ、**所得税における累進課税の強化**や、固定資産税や相続税などの**資産課税の充実**により、**所得再分配機能を強化する税制改正**を行うこと。

3 地方交付税の財源保障・調整機能の強化について

基礎的自治体が、あまねく一定水準以上の行政サービスの提供を行うための財源保障機能と、**地域間の税財源の偏在性を是正する財源調整機能の強化**を行うため、**地方の実態を十分に踏まえた地方財政計画の作成**と**所要の地方交付税総額の確保**を行うこと。

平成23年 6月 2日

中核市市長会